

栃木県後期高齢者医療広域連合
地球温暖化対策実行計画

(令和4年度～令和12年度)

令和4年12月

栃木県後期高齢者医療広域連合

1 基本的事項

(1) 目的

栃木県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象範囲

広域連合の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

※ 広域連合事務所の電気使用量は、建物に入居している他団体との一括管理となっており個別に算出ができないため、自動車から発生する温室効果ガスを対象とします。

(4) 計画期間

令和4年度から令和12年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の令和8年度に、計画の見直しを行います。

2 温室効果ガスの排出状況

(1) 算定方法

計画における温室効果ガスの排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成11年政令第143号）の排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定します。

$$\bullet \quad \text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{炭素排出係数} \times 44/12$$

(2) 排出量（基準年度）

基準年度	ガソリン使用量 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)
令和元年度	3 5 4 0	8 2 1 . 8 7

※ 基準年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が無く、計画策定年度の直近である令和元年度を基準年度とします。

3 削減目標

令和 12 年度温室効果ガス排出量を令和元年度と比べ 30%削減することを目標とします。

目標年度	ガソリン使用量 (ℓ)	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	基準年比
令和 12 年度	2 4 7 0	5 7 3 . 4 5	3 0 %削減

4 目標達成に向けた取組

(1) 自動車燃料使用量の削減

ア エコドライブの徹底

- ・ 急発進、急加速や空ぶかしをしません。
- ・ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転を心がけます。
- ・ 不要な荷物は積載しません。
- ・ カーエアコンを適正に使用します。
- ・ 計画的な走行ルートを検討します。

イ 車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努めます。

ウ 公用車から離れるときは、必ずエンジンを切り不要なアイドリングは控えます。

エ 公共交通機関の利用促進に努めます。

(2) その他環境保全等に向けた措置の内容

ア 照明設備の管理

- ・始業前、昼休み及び夜間における照明については、業務上特に必要な箇所を除き消灯します。
- ・会議室、トイレ等の照明については、利用時間を除き、適度に消灯することを徹底します。

イ 冷暖房設備の管理

- ・冷暖房温度の適正管理を徹底し、空調設備の適正管理を図ります。
- ・夏季における服装は、クールビズを励行します。また、冬季については、ウォームビズを励行します。

ウ O A機器の管理

- ・離席時や休憩時間等は、不要なパソコン等の電源を切るか、又は待機モードにします。
- ・退所時には、O A機器の電源を切ることを徹底します。

エ 環境物品等の購入

- ・コピー用紙等の用紙類は、再生紙の使用に努めます。
- ・詰め替え可能な文具等の使用を促進します。

オ 用紙類の使用量の削減

- ・両面印刷や両面コピーの徹底を図ります。
- ・使用済み用紙の裏紙使用に努めます。
- ・資料等の印刷部数は、余剰とならないように努めます。

カ リサイクルの推進

- ・使用済み封筒、ダンボール類の再利用を推進します。
- ・使用済み紙類の分別によるリサイクルを推進します。

5 計画の推進

(1) 推進体制

計画を推進するために、広域連合事務局長を計画の推進責任者とし、各課長を計画の推進担当者とします。

推進責任者は、計画の策定・見直し及び計画の推進を統括し、推進担当者は、計画の推進状況の把握や職員に対する啓発、情報提供など総合的な推進を図ります。

(2) 実施状況の点検及び公表

計画の推進状況については、点検を定期的の実施するとともに、毎年1回、温暖化防止に向けた取組状況をホームページで公表します。